

第185期報告書

(第185期定時株主総会招集ご通知添付書類)

平成20年4月1日～平成21年3月31日



企業目的

感動を・ともに・創る

ヤマハグループは
音・音楽を原点に培った技術と感性で
新たな感動と豊かな文化を
世界の人々とともに創りつづけます

目次

株主の皆さまへ	1
第185期定時株主総会招集ご通知添付書類	
事業報告	2
連結貸借対照表	21
連結損益計算書	22
連結キャッシュ・フロー計算書の要旨	22
連結株主資本等変動計算書	23
連結注記表	24
貸借対照表	27
損益計算書	28
株主資本等変動計算書	29
個別注記表	30
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書(謄本)	33
会計監査人の監査報告書(謄本)	34
監査役会の監査報告書(謄本)	35
ご参考	
新商品&ヒックス	37
株主メモ	42

表紙写真:ヤマハサイレントバイオリン

株主の皆さまへ



株主の皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当社グループ第185期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の事業内容をご報告するにあたりまして、ご挨拶申し上げます。

当連結会計年度の連結業績につきましては、米国のサブプライム問題に端を発する信用収縮や消費の低迷、急激な円高の進行により、売上げ及び利益ともに前期を下回る結果となりました。

配当金につきましては、中間期は1株につき27円50銭とさせていただきますが、期末は1株につき15円とすることを第185期定時株主総会でご提案申しあげたいと存じます。

当社は、音・音楽を原点とする事業活動を通じて、企業目的である「感動を・ともに・創る」の実現に取り組んでおります。優れた品質の価値ある商品・サービスを提供することによりお客様の信頼を築き、安定的な成長をめざしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年6月
代表取締役社長

梅村 充

企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

(1) 全般的事業の状況

当連結会計年度における経済環境は、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融危機が実体経済に波及したことから、米国はもとより、欧州、日本及びその他の地域においても、急激に悪化しました。わが国では、期の前半は原油や原材料の高騰により、また期の後半では急激な円高の進行により企業収益が圧迫され、生産調整による雇用不安が広がるなど、先行きの不透明感が増す中で、消費が一段と冷え込み、景気は深刻な状況となりました。

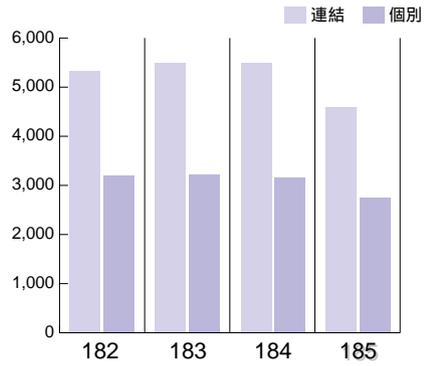
このような状況の中で当社グループは、高付加価値商品の開発や成長事業領域への積極的な投資を行なうとともに、中国における拡販や新興市場の開拓に努めました。また、国内外の製造拠点の統廃合による収益力の向上や、欧州販売子会社の再編による経営の効率化にも取り組みました。

一方、想定を超える世界経済の減速に対応するため「経営改革委員会」を組織し、経費削減、投資・イベントの見直し等、業績改善への緊急対策を実行し、並行して将来に繋がる抜本的な事業構造改革を行うため、徹底的な事業レビューを進めております。

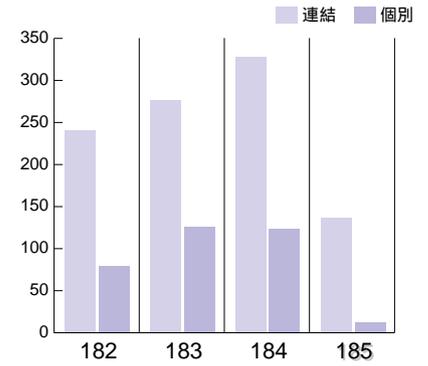
販売の状況につきましては、全てのセグメントにおいて売上げが減少したことに加え、為替影響による売上げの減少額約349億円、及び前連結会計年度に電子金属事業及びレクリエーション事業の一部を譲渡したことによる売上げの減少額約143億円もあり、当連結会計年度の売上高は4,592億84百万円（前期比16.3%減少）となりました。

損益につきましては、営業利益は138億45百万円（前期比57.8%減少）、経常利益は119億79百万円（前期比63.2%減少）となりました。当期純損益は、構造改革費用や固定資産の減損損失・関係会社出資金評価損等を計上したことに加え、繰延税金資産の減少等により、206億15百万円の当期純損失（前期の当期純利益はヤマハ発動機株式会社株式の一部売却による特別利益の計上があり395億58百万円でした。）となりました。

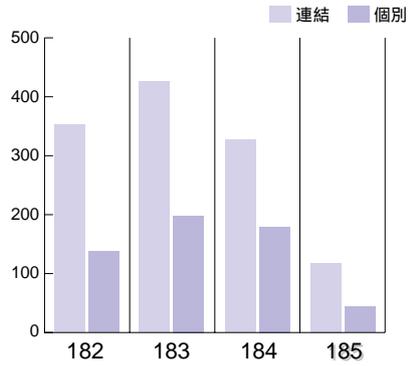
売上高(億円)



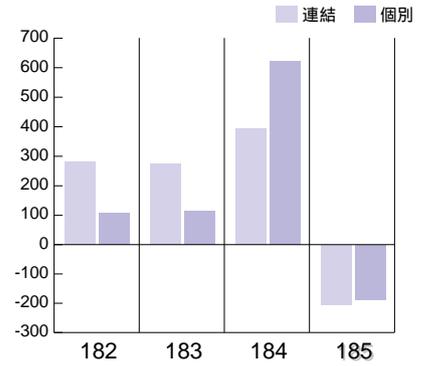
営業利益(億円)



経常利益(億円)



当期純利益(億円)

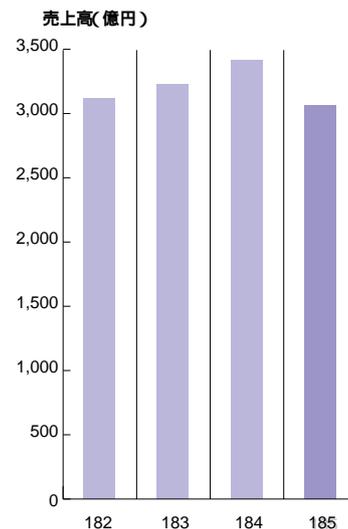


(2) 事業別状況

楽器事業

ピアノは、中国市場では売上げ増加となりましたが、国内市場及び北米市場の需要低迷などにより、売上げ減少となりました。電子楽器も、主に北米の市況悪化の影響を受け、売上げ減少となりました。管・弦・打楽器では、弦楽器が堅調な売上げとなりましたが、管楽器は振るいませんでした。成長を期待していた音響機器は、市況の悪化により前年並みに留まりました。音楽ソフト事業は、CD・DVD・音楽配信等の音楽ソフトや音楽出版が好調だったことにより、売上げを伸ばしました。教室収入につきましては、音楽教室は横這いとなりましたが、英語教室が、幼児コースの在籍者数の増加により増収となりました。

以上により、当事業の売上高は3,066億30百万円（前期比9.8%減少）、営業利益は191億98百万円（前期比31.3%減少）となりました。



グランドピアノ C3XA



アコースティックギター
LL36ARE



サクソフォン
YAS-875EX



上原ひろみ
「Beyond Standard」



中島みゆき
「歌旅」

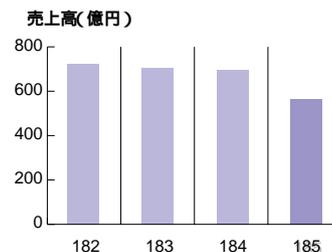


デジタルミキシングコンソール
LS9-32

AV・IT事業

オーディオは、中国市場において売上げを伸ばしましたが、欧米市場でAVレシーバーやホームシアター商品の販売が苦戦したことなどにより、売上げ減少となりました。また、ルーター及び業務用通信カラオケ機器も、市況の悪化により売上げ減少となりました。

以上により、当事業の売上高は567億22百万円（前期比19.9%減少）、営業損失は4億10百万円（前期は営業利益18億39百万円）となりました。

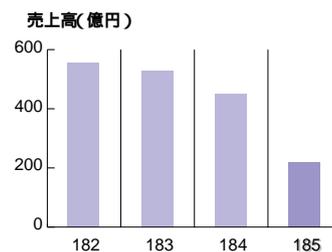


電子部品事業

前連結会計年度において、電子金属事業を譲渡したことに伴い、当連結会計年度より当該事業の名称を電子機器・電子金属事業から電子部品事業に変更しております。

半導体は、携帯電話用音源LSIが、ソフト化の進行や国内市況の悪化により、大幅な売上げ減少となり、アミューズメント向け音源LSIも売上げ減少となりました。

以上により、当事業の売上高は、電子金属事業譲渡の影響もあり、219億75百万円（前期比51.2%減少）、営業損失は25億36百万円（前期は営業利益18億63百万円）となりました。



ポータブルプレーヤードック PDX-30



AVアンプ DSP-Z7



モバイル機器用
オーディオコーデックIC YMU809



VANルーター RTX1200

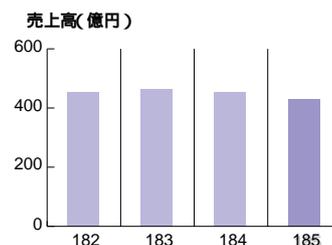


会議用マイクスピーカー PJP-25UR

リビング事業

システムキッチン、普及価格帯商品が堅調に推移しましたが、期末の市況悪化により売上げ減少となりました。また、システムバスも振るいませんでした。

以上により、当事業の売上高は431億21百万円（前期比5.3%減少）、営業損失は3億5百万円（前期は営業利益5億88百万円）となりました。



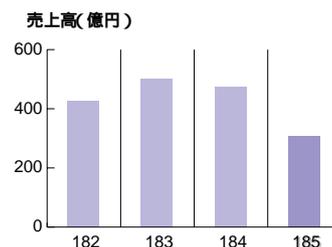
その他の事業

前連結会計年度において、レクリエーション事業6施設のうち4施設を譲渡したことに伴い、当該事業を、当連結会計年度より「その他の事業」に含めております。

ゴルフ用品につきましては、輸出が振るいませんでしたが、国内販売は好調に推移しました。自動車用内装部品及びマグネシウム成型部品は、厳しい市況が続いたことにより、売上げ減少となりました。また、レクリエーション事業も、施設譲渡の影響により、売上げ減少となりました。

以上により、当事業の売上高は308億33百万円（前期比34.9%減少）、営業損失は21億円（前期は営業利益6億28百万円）となりました。

なお、平成21年3月19日開催の取締役会においてマグネシウム成型部品事業から撤退することを決定いたしました。



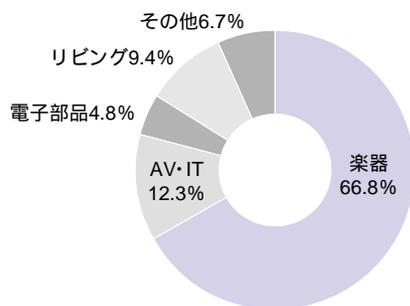
(注)第184期までの売上げにも、レクリエーション事業の売上げを含めて記載しております。



事業別売上高

事業区分	売上高 百万円	前期比増減率 %	構成比率 %
楽器事業	306,630	9.8	66.8
AV・IT事業	56,722	19.9	12.3
電子部品事業	21,975	51.2	4.8
リビング事業	43,121	5.3	9.4
その他の事業	30,833	34.9	6.7
合計	459,284	16.3	100.0

事業別売上構成



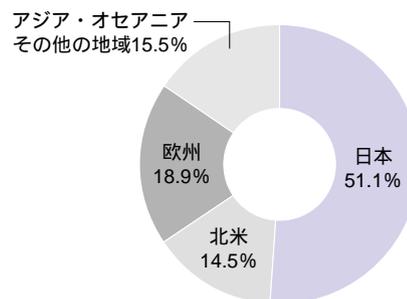
2. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は225億81百万円、その内訳は、楽器事業で147億93百万円、AV・IT事業で14億51百万円、電子部品事業で32億47百万円、リビング事業で10億6百万円、その他の事業で20億82百万円です。

地域別売上高

地域	売上高 百万円	前期比増減率 %	構成比率 %
日本	234,844	15.1	51.1
北米	66,392	26.2	14.5
欧州	86,810	16.6	18.9
アジア・オセアニア その他の地域	71,237	8.8	15.5
合計	459,284	16.3	100.0

地域別売上構成



3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、世界的な金融危機の実体経済への波及や急激な円高の進行を受け、厳しい状況が続くものと思われま。そのような認識を踏まえ、中期経営計画「Y G P 2010 (Yamaha Growth Plan 2010: 平成20年3月期～平成22年3月期) 」の最終年度となる平成22年3月期は、環境変化に迅速に対応し、強固な経営基盤を構築すべく下記の課題に積極的に取り組んでまいります。

(1) 各事業における主な取り組み

楽器事業

現在進めている製造拠点の再編や業務プロセス改革等による固定費の削減を徹底するとともに、顧客視点に立った商品開発、高付加価値商品の拡販に努め、中国や新興市場において更なるビジネスの拡大を図ります。昨年に買収したN E X O社につきまは、そのブランドとノウハウを継承し、業務用音響機器領域における開発力・提案力の一層の強化を図ります。音楽ソフト事業では、株式会社ヤマハミュージックエンタテインメントホールディングスの下で、新しいアーティストの発掘・育成等を積極的に展開することで関連商材の売上げ拡大を図り、引き続き事業基盤の強化に努めます。

A V ・ I T 事業

A V レシーバー、フロント・サラウンド・システム、H i F i システム等の商品力強化、及びルーター等業務用情報通信機器の提案力強化により、売上げ拡大を図ります。

電子部品事業

付加価値向上により携帯電話用音源 L S I ビジネスの収益確保を図るとともに、デジタルアンプ、モバイルコーデック等、音源 L S I ビジネス以外の事業拡大に努めます。

リビング事業

システムキッチンを中心とする商品力の強化、製造コストダウンを図るとともに、新規販路開拓やショールームを活用した営業力の強化等により収益力向上を図ります。

その他事業

ゴルフ用品事業は、成長戦略を継続し、「インプレス」ブランドの一層の浸透を図ります。F A 機器事業は、I T や自動車産業向け環境対策関連商品等の開発と販路開拓を進めます。自動車用内装部品事業は、新モデル立上げを含む生産変動への対応力強化と適正な事業体制づくりによる損益改善を図ります。レクリエーション事業は、「つま恋」、「葛城」の収益改善とブランド貢献を追求します。

(2) 成長戦略のための全社共通テーマ

ヤマハ発動機株式会社との「合同ブランド委員会」を通じたヤマハブランド価値向上への取り組みを推進するとともに、経営環境変化に対応した人材の強化・活用、研究・開発活動の活性化に取り組んでまいります。

(3) グループ総合力を高めるガバナンスの向上

当社グループ全体における体系的な内部統制システムの再整備を継続して行います。C S R (企業の社会的責任) 活動について

は、コンサート支援等の社会貢献活動や、環境負荷低減、資源循環など環境に配慮したさまざまな取り組みを推進します。また、災害発生等の事態に備え、BCP（事業継続計画）の基本方針を策定し緊急時に迅速な対応を取るべく整備を進めてまいります。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成18年3月期 第182期	平成19年3月期 第183期	平成20年3月期 第184期	平成21年3月期 第185期
売 上 高	534,084 ^{百万円}	550,361 ^{百万円}	548,754 ^{百万円}	459,284 ^{百万円}
経 常 利 益	35,244 ^{百万円}	42,626 ^{百万円}	32,584 ^{百万円}	11,979 ^{百万円}
当 期 純 利 益	28,123 ^{百万円}	27,866 ^{百万円}	39,558 ^{百万円}	20,615 ^{百万円}
1株当たり当期純利益	136 ^円 4 ^銭	135 ^円 19 ^銭	191 ^円 76 ^銭	103 ^円 73 ^銭
総 資 産	519,977 ^{百万円}	559,031 ^{百万円}	540,347 ^{百万円}	408,974 ^{百万円}
純 資 産	316,005 ^{百万円}	351,398 ^{百万円}	343,028 ^{百万円}	251,841 ^{百万円}

(注) 平成19年3月期(第183期)から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ヤマハ コーポレーション オブ アメリカ	千米ドル 50,000	100.0%	楽器の輸入及び販売
ヤマハ ミュージック ヨーロッパ	千ユーロ 70,000	100.0	欧州地域の投資管理、楽器・AV機器の輸入及び販売
ヤマハ ミュージック フランス	1,200	100.0	楽器・AV機器の輸入及び販売
ヤマハ ミュージック マニュファクチャリング アジア	百万インネシアルピア 82,450	100.0	楽器の製造
ヤマハ楽器音響（中国）投資有限公司	千中国元 690,365	100.0	中国国内の投資管理、楽器・AV機器の販売
天津ヤマハ電子楽器有限公司	76,800	60.0	楽器の製造
杭州ヤマハ楽器有限公司	381,089	100.0	楽器の製造
ヤマハ鹿児島セミコンダクタ株式会社	百万円 450	100.0	半導体の製造
ヤマハリビングテック株式会社	500	100.0	リビング用品の製造及び販売
ヤマハファインテック株式会社	500	100.0	自動車用内装部品、FA機器、金型・部品の製造及び販売

(注)1. ヤマハ ミュージック フランス、天津ヤマハ電子楽器有限公司及び杭州ヤマハ楽器有限公司の出資比率は、子会社の間接所有によるものであります。

2. ヤマハ ミュージック ホールディング ヨーロッパとヤマハ ミュージック セントラル ヨーロッパは平成20年12月30日をもって合併し、ヤマハミュージックヨーロッパとなりました。

3. 連結子会社は、上記の重要な子会社10社を含む88社であります。

7. 主要な事業内容

事業区分	主要製品
楽器事業	ピアノ、電子楽器、管・弦・打楽器、教育楽器、音響機器、防音室、音楽教室、英語教室、音楽ソフト、調律
AV・IT事業	オーディオ、情報通信機器
電子部品事業	半導体
リビング事業	システムキッチン、システムバス、洗面化粧台
その他の事業	ゴルフ用品、自動車用内装部品、FA機器、金型・部品、宿泊施設・スポーツ施設の経営

8. 主要な営業所及び工場

当 社	本 社	静岡県浜松市中区中沢町10番1号
	営業拠点	東京事業所（東京都港区）、大阪事業所（大阪市中央区）、名古屋事業所（名古屋市中区）、九州事業所（福岡市博多区）、北海道事業所（札幌市中央区）、仙台事業所（仙台市青葉区）
	生産拠点	本社工場（浜松市中区）、天竜工場（浜松市南区）、磐田工場（静岡県磐田市）、掛川工場（静岡県掛川市）、豊岡工場（静岡県磐田市）、埼玉工場（埼玉県ふじみ野市）
子 会 社	国 内	株式会社ヤマハミュージック東京（東京都中央区）他販売子会社9社 株式会社ヤマハミュージックエンタテインメントホールディングス（東京都渋谷区）他5社 ヤマハエレクトロニクスマーケティング株式会社（東京都港区） ヤマハ鹿児島セミコンダクタ株式会社（鹿児島県始良郡） ヤマハリビングテック株式会社（浜松市西区） ヤマハファインテック株式会社（浜松市南区） 株式会社つま恋（静岡県掛川市）、株式会社葛城（静岡県袋井市）
	海 外	ヤマハ コーポレーション オブ アメリカ（米国） ヤマハ カナダ ミュージック（カナダ） ヤマハ ミュージック ヨーロッパ（ドイツ） ヤマハ ミュージック UK（英国） ヤマハ ミュージック フランス（フランス） ヤマハ ミュージック マニュファクチャリング アジア（インドネシア） ヤマハ楽器音響（中国）投資有限公司（中国） 天津ヤマハ電子楽器有限公司（中国） 杭州ヤマハ楽器有限公司（中国） ヤマハ エレクトロニクス コーポレーション USA（米国） ヤマハ エレクトロニクス マニュファクチャリング マレーシア（マレーシア）

9. 従業員の状況

事 業 区 分	従 業 員 数	前期末比増減
楽 器 事 業	14,556 [※]	246 [※]
A V ・ I T 事 業	2,913	154
電 子 部 品 事 業	659	7
リ ビ ン グ 事 業	837	6
そ の 他 の 事 業	1,103	104
合 計	20,068	283

（注）従業員数は、就業員数で記載しております。

10. 主要な借入先

該当事項はありません。

会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 700,000,000株
2. 発行済株式の総数 197,237,564株（自己株式17,461株を除く。）
3. 株 主 数 24,355名
4. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	13,362 ^{千株}	6.77%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	11,232	5.69
ヤマハ発動機株式会社	10,216	5.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	10,146	5.14
三井住友海上火災保険株式会社	8,918	4.52
株式会社みずほ銀行	8,779	4.45
株式会社静岡岡銀	8,349	4.23
住友生命保険相互会社	7,300	3.70
日本生命保険相互会社	6,482	3.29
株式会社みずほコーポレート銀行	5,775	2.93

（注）持株比率は持株数を発行済株式の総数（自己株式を除く。）で除しております。

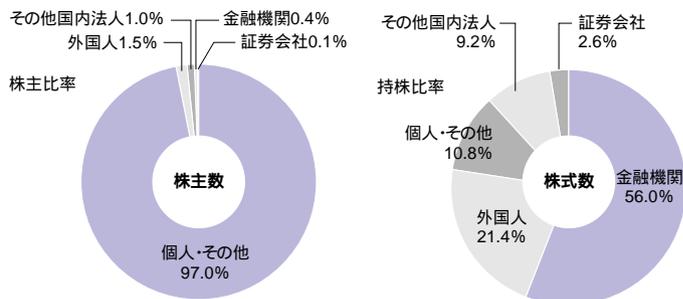
5. その他株式に関する重要な事項

発行済株式の総数は、平成20年6月30日の自己株式消却により9,269,601株減少しております。

なお、当事業年度中に自己株式を9,052,481株取得いたしました。

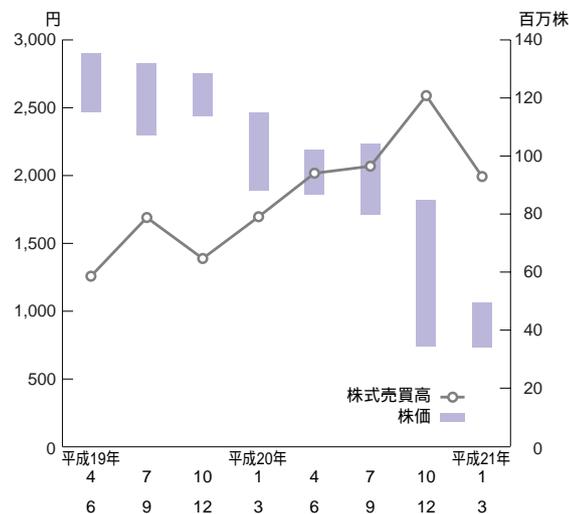
株主構成	株主数	株式数
個人・その他	23,619名	21,267千株
政府・地方公共団体	1	0
金融機関	88	110,411
その他国内法人	252	18,096
外国人	356	42,328
証券会社	39	5,150

（注）「個人・その他」には自己株式が含まれております。



（注）政府・地方公共団体の株主比率及び持株比率はともに0.0%となります。

株価及び株式売買高の推移（東京証券取引所）



会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当、他の法人等の代表状況及び重要な兼職の状況
伊藤 修二	取締役会長	財団法人ヤマハ音楽振興会理事長 ヤマハ発動機株式会社社外取締役
梅村 充	代表取締役社長	
加藤 博万	取締役	専務執行役員 サウンド・IT事業統括、研究・開発統括
黒江 常夫	取締役	常務執行役員 経営管理統括
岡部 比呂男	取締役	常務執行役員 楽器事業統括
梶川 隆	取締役	ヤマハ発動機株式会社代表取締役社長
八幡 泰司	取締役	執行役員 プロダクティブテクノロジー事業統括、 プロセス管理統括、ゴルフ事業推進部担当
高橋 源樹	取締役	執行役員 経営管理副統括、経営企画室長
佐々木 勉	取締役	執行役員 総務部長
牧野 時久	常勤監査役	
矢部 久	常勤監査役	
三浦 州夫	監査役	弁護士（河本・三浦法律事務所） 旭情報サービス株式会社社外監査役
寺井 康晴	監査役	

- (注)1. 取締役梶川隆は、社外取締役であります。
 2. 監査役三浦州夫及び寺井康晴は、社外監査役であります。
 3. 監査役牧野時久及び矢部久の両名は、長年当社の経理業務を担当した経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 平成20年6月25日開催の第184期定時株主総会において、梶川隆及び佐々木勉の両名は取締役に、矢部久は監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

(注)5. 執行役員（取締役執行役員は除く）

氏名	担当
田丸 卓也	サウンドネットワーク事業部長
新美 幸二	イノベティブテクノロジー 開発部長
小原 辰三	半導体事業部長
越場 正明	ヤマハ楽器音響（中国） 投資有限公司董事長、総経理
土井 好広	国内営業本部長
中田 卓也	PA・DMI事業部長
小野田 孝	ピアノ事業部長
加藤 政人	事業企画室長
三木 わたる	広報部長
谷口 恵治	株式会社ヤマハミュージック エンタテインメントホールディングス 代表取締役社長
近藤 昌夫	AV機器事業部長

(注)6．当事業年度後における取締役の異動
(平成21年4月1日付)

氏名	地位	担当、他の法人等の代表状況及び重要な兼職の状況
かとう ひろかず 加藤 博 万	取締役	専務執行役員 研究・開発統括
やはた やすし 八幡 泰 司	取締役	執行役員 プロダクティブテクノロジー事業統括、 プロセス管理統括、ゴルフHS事業部担当
たか はしもと き 高橋 源 樹	取締役	執行役員 経営企画統括
ささき つとむ 佐々木 勉	取締役	執行役員 経営管理副統括、総務部長

(注)7．当事業年度後における執行役員の異動（取締役執行役員は除く）
(平成21年4月1日付)

氏名	担当
おほら たつみ 小原 辰 三	サウンドネットワーク事業部長
どい よしひろ 土井 好 広	楽器・AV営業統括、 国内営業本部長
かとう まさひと 加藤 政 人	経営企画室長
こん どうまさお 近藤 昌 夫	サウンド・IT事業統括、 AV機器事業部長

(注)8．田丸卓也及び新美幸二の両名は平成21年4月1日
付けて執行役員を退任いたしました。

2．取締役及び監査役報酬等の総額

区分	人員	報酬等の総額	報酬等の総額のうち賞与の額
取締役 (うち社外取締役)	10名 (2名)	4億30百万円 (4百万円)	
監査役 (うち社外監査役)	5名 (2名)	70百万円 (9百万円)	

(注)1．上記には平成20年6月25日開催の第184期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（社外取締役）1名及び監査役1名を含んでおります。

2．平成18年6月27日開催の第182期定時株主総会において「取締役及び監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件」をご承認いただき、平成18年6月末日までの取締役及び監査役それぞれの在任期間に対応するものとして算定された退職慰労金を贈呈することいたしました。これに基づき上記金額とは別に、当期中に退任した取締役（社外取締役）1名に対し1百万円及び監査役1名に対し24百万円の退職慰労金を支給しております。また、平成21年6月25日開催の第185期定時株主総会終結の時をもって退任する取締役3名に対し総額3億56百万円の退職慰労金の支払いをいたします。

3．社外役員に関する事項

(1) 他の会社の業務執行者または社外役員の兼任状況

氏名	地位	他の会社の業務執行者または社外役員の兼任状況等
かじ かわ たかし 梶 川 隆	取締役	ヤマハ発動機株式会社代表取締役社長 当社は、ヤマハ発動機株式会社の発行済株式総数の14.8%の株式を保有しております。
み うら くに お 三浦 州 夫	監査役	旭情報サービス株式会社社外監査役

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	当事業年度における主な活動状況
かじ かわ たかし 梶川 隆	取締役	就任後、当事業年度開催の取締役会11回のうち8回に出席し、経営者としての豊かな経験と高い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
み うら くに お 三浦州夫	監査役	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席、また、監査役会14回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
てら い やす はる 寺井康晴	監査役	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席、また、監査役会14回の全てに出席し、主に経営者としての経験や見識に基づく発言を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役梶川隆、監査役三浦州夫及び寺井康晴と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令で定める最低限度額となります。

会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(注) 新日本監査法人は、平成20年7月1日付けで有限責任監査法人に移行したことにより、新日本有限責任監査法人となりました。

2. 会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
(1) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	73百万円
(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1億19百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記(1)の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である海外駐在員給与証明発行及びグループ会計ポリシー作成の助言に関する業務についての対価を支払っております。

3. 当社の重要な子会社のうち、ヤマハ コーポレーション オブアメリカ、ヤマハ ミュージック ヨーロッパ、ヤマハ ミュージック フランス、ヤマハ ミュージック マニュファクチャリング アジア、ヤマハ楽器音響(中国)投資有限公司、天津ヤマハ電子楽器有限公司及び杭州ヤマハ楽器有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役会決議を要する重要事項を取締役会規則で定めるとともに、意思決定の手続き、決議内容の合理性を要求する。代表取締役及び業務執行取締役は、職務執行の状況を取締役会に報告し、取締役会は取締役の職務執行を監督する。
- (2) 監査役は、取締役の職務執行状況を監査基準、監査計画に基づき監査する。
- (3) 独立社外取締役、独立社外監査役の積極的な導入を進め、更なる経営の客観性と透明性を高める。
- (4) コンプライアンス委員会を設置して、「コンプライアンス行動規準」の制定、規程・マニュアルの整備を行い、コンプライアンス教育の徹底を図る。
- (5) 法令等の遵守体制及び有効な内部牽制システムの構築を行う。その推進のため、担当スタッフ部門は、グループ企業に対し指導・助言を行う。
- (6) 内部監査部門を設置し、直接的あるいは間接的なグループ企業に対する内部監査をとおして更なる業務改善を進める。
- (7) 公平で透明性の高い人事制度の確立をもってグループ企業従業員の意識の昂揚、モラルの向上を図る。
- (8) コンプライアンスの実効性を高めるため、内部通報制度を設ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理等に関する体制

- (1) 取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、社内規程に則り、適切に保存及び管理を行う。
- (2) 内部監査部門による定期的な情報の保存・

管理についての監査を実施する。

- (3) 重要情報の管理体制を構築し、正確かつ迅速な情報開示を行う。

3. 損失の危険に関する規程その他の体制

- (1) 業務執行に伴い発生する可能性のある各種リスクのうち、発生可能性、重要性に鑑み、法令違反行為、ブランド毀損、PL・クレーム等の品質問題、環境、輸出管理、個人情報保護、健康安全等については、取締役を長とする全社横断的な委員会等を設置し、グループ全体のリスク管理方針の策定を行う。また、個別のリスクマネジメントの実施については、リスクの内容に応じて決定した担当スタッフ部門が、規程・マニュアルの整備及びグループ全体に対する指導・助言を行う。
- (2) 内部監査部門の内部監査をとおして、リスク情報の収集と適切な対応を行う。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役会規則、権限規程その他の業務執行に係る規程を整備し、取締役会と代表取締役の権限と責任を明確にするほか、適切な権限委譲、当社各部門・グループ企業のミッション、指揮命令系統の明確化をとおして業務執行スピードの向上と経営の効率性を高める。
- (2) 取締役会決議事項他のグループ全体に影響を及ぼす重要事項については、手続き・決議内容の合理性・適法性を担保するため、事前に経営会議等において十分な討議を行い、必要に応じて外部専門家の意見を聴取する。

- (3) グループ全体の目標値の設定及び業績評価を行うため、迅速な経営判断、リスク管理を可能とする経営管理システムを構築する。

5. 株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ企業各社の経営状況の把握と正確かつ迅速な連結決算を行うための情報インフラを整備する。
- (2) 「グループ マネジメント 憲章」を定めグループ経営の方針を明確化するとともに、グループ企業管理規程に基づき、子会社管轄部門は、所轄するグループ企業の経営について適切に指導・助言する責任を負い、一定の重要事項について、子会社は当該部門と事前の協議・相談等をするものとし、スタッフ部門はこれを支援する。
- (3) グループ全体を対象にリスク管理体制を敷くとともに、コンプライアンス教育を実施する。
- (4) グループ企業は、原則として取締役会及び監査役あるいは監査役会を設置する。
- (5) 必要に応じ、内部監査、外部監査を行い、その結果を業務改善のためにフィードバックする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する専任の組織として監査役会直轄の監査役室を設置する。また、監査役、監査役室の要請により、スタッフ部門も監査事務の補助を行う。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会は、監査役室の組織・人事異動について取締役から事前に報告を受けるほか、必要な場合は、当該組織・人事異動に意見を述べ、あるいは変更を要請する。監査役室には、取締役の指揮命令に服さない従業員を置く。更に、当該従業員の人事評価、懲戒処分は、監査役会の承認を要することとする。

8. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、経営会議、執行役員会等の重要会議に出席し、意見を述べる。
- (2) 監査役は、決裁書他の重要書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員に対して説明・報告を求める。
- (3) 法令に定められた事項のほか、監査役会の定めるところに従い、下記の報告事項等を定期的に監査役会に報告する。

担当スタッフ部門による内部統制の活動報告

担当スタッフ部門によるコンプライアンス遵守状況報告並びに内部通報制度の運用及び通報状況

内部監査部門による内部監査の結果

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、自ら、あるいは内部監査部門をとおして、内部統制システムの整備、運用状況等について、監査役と定期的な意見交換の場を持ち、その恒常的な改善を推進する。また、監査役が必要と認める場合には、監査業務について外部専門家による支援を確保する。

株式会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループは、ヤマハブランドの下に、音・音楽を軸としながら、楽器等のハードウェア製造業を主体としたメーカービジネスと、音楽教室や音楽コンテンツ配信等のソフト・サービスビジネスとの有機的な連携等により独自の事業構造を形成しております。特に、当社の主力事業であります楽器事業につきましては、音楽教室、各種音楽イベントの実施をはじめとする不断の音楽普及活動、専門家対応等が不可欠のものとなっており、当社は、内外の取引先、音楽関係者との信頼関係を通じてこれらの活動を行っております。これらの活動とそれを支える人的資源の統合こそが当社グループの企業価値の源泉であります。

近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。こうした大量買付けの中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの等も少なくありません。当社は、上記当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

2. 基本方針の実現に資する取組み

「音・音楽を原点に培った技術と感性で新たな感動と豊かな文化を世界の人々とともに創りつづける企業として成長する」ことを企業目的として掲げ、安定的な高収益の創出と持続的な成長に加え、良き企業市民として経済面、環境面、社会面において求められる責任を果たすことにより企業価値/ブランド価値の向上に努めております。

経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施するとともに、国内外にわたる積極的なIR活動、適切な情報開示をとおして、透明で質の高いかつ効率性を追求した経営の実現に取り組んでおります。また、執行役員制度の導入、全社ガバナンス委員会（コンプライアンス委員会、CSR委員会、役員人事委員会）の設置、内部監査体制の整備等をとおしてガバナンス機能の強化を図っております。

中期経営計画「YGP2010（Yamaha Growth Plan 2010）」では、音・音楽・ネットワーク関連技術を基盤とした「楽器・音響・音楽ソフト、AV・IT、半導体事業（The Sound Company領域）」での成長の実現と「多角化事業領域」での各業界における強固なポジションの確立によるグループ企業価値の増大に取り組んでおります。加えて事業成長により生み出された利益について、更なる成長に資するための研究開発・販売投資・設備投資などに振り向けると同時に、配当性向を重視した配当政策を採用し、株主の皆様への還元留意しております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって 当社の財務及び事業の方針の決定が支配 されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成19年6月26日開催の第183期定時株主総会において「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入承認の件」をご承認いただき、新株予約権の無償割当てを活用した方策（「本プラン」）を導入しております。

本プランの概要は、以下のとおりです。

- (1) 本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株券等に対する買付け等が行われる場合に、買付者または買付提案者に対し、事前に当該買付け等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付け等についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続きを定めております。対象となる買付け等とは、次のとおりです。

当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け

当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

- (2) 買付者等が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく買付けを行う等、買付者等による買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を害する恐れがあると認められる場合には、当社は、当該買付者等によ

る権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社以外の全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

- (3) 本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

独立委員会は、予め提出された買付者等からの必要情報及び当社取締役会からの情報・意見に基づいて所定の検討期間（原則として最長60日間）内に上記の判断をし、これを当社取締役会に勧告します。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施・不実施の決議を行います。

- (4) 仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

- (5) 本プランの有効期限は、平成22年に開催される定時株主総会終了後に最初に開催され

る取締役会の終結の時までとしております。
また、有効期間中においても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとしております。

4. 取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の仕事の維持を目的とするものではありません。その判断に係る理由は以下のとおりです。

- (1) 本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。
- (2) 本プランは、当社株式に対する買付け等がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保するほか、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものです。
- (3) 本プランは、株主の皆様のご意向を反映すべく平成19年6月26日開催の第183期定時株主総会の承認をもって導入されました。
- (4) 当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主

の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立した委員からなる独立委員会を設置しております。

- (5) 本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。
- (6) 当社取締役の任期は1年です。従って、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。また、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社の株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の詳細を、次の当社ウェブサイトに掲載しております。

<http://www.yamaha.co.jp/>

連結損益計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高	459,284
売上原価	290,381
売上総利益	168,902
販売費及び一般管理費	155,057
営業利益	13,845
営業外収益	
受取利息	737
受取配当金	1,864
その他	1,254
営業外収益合計	3,856
営業外費用	
支払利息	615
売上割引	3,416
その他	1,690
営業外費用合計	5,722
経常利益	11,979
特別利益	
固定資産売却益	284
製品保証引当金戻入額	272
投資有価証券売却益	5
子会社清算益	231
特別利益合計	793
特別損失	
固定資産除却損	906
投資有価証券評価損	277
関係会社株式評価損	163
関係会社出資金評価損	3,301
特別退職金	96
減損損失	15,323
構造改革費用	4,863
特別損失合計	24,932
税金等調整前当期純損失	12,159
法人税、住民税及び事業税	3,790
法人税等調整額	4,924
少数株主損失	258
当期純損失	20,615

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

営業活動によるキャッシュ・フロー	2,235
投資活動によるキャッシュ・フロー	25,999
財務活動によるキャッシュ・フロー	31,041
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,668
現金及び現金同等物の減少額	62,943
現金及び現金同等物の期首残高	103,371
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	1,107
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	311
現金及び現金同等物の期末残高	41,223

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
平成20年3月31日残高	28,534	40,054	229,307	326	297,570
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			10,581		10,581
当期純損失			20,615		20,615
連結範囲の変動			981		981
土地再評価差額金の取崩			3,907		3,907
自己株式の取得				18,032	18,032
自己株式の消却			18,328	18,328	
その他			115		115
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計			52,567	296	52,271
平成21年3月31日残高	28,534	40,054	176,739	29	245,298

	評価・換算差額等					少数株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成20年3月31日残高	48,945	207	14,861	21,940	42,074	3,383	343,028
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							10,581
当期純損失							20,615
連結範囲の変動							981
土地再評価差額金の取崩							3,907
自己株式の取得							18,032
自己株式の消却							
その他							115
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	29,128	601	3,907	12,555	38,377	538	38,916
連結会計年度中の変動額合計	29,128	601	3,907	12,555	38,377	538	91,187
平成21年3月31日残高	19,817	394	18,769	34,495	3,697	2,845	251,841

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 88社

当連結会計年度より、新たに国内子会社3社と海外子会社4社を連結の範囲に含めております。また、海外子会社6社を連結の範囲から除外しております。

主要な連結子会社の名称

Yamaha Corporation of America
Yamaha Music Europe G.m.b.H.
Yamaha Musique France S.A.S.
P.T. Yamaha Music Manufacturing Asia
雅馬哈楽器音響（中国）投資有限公司
天津雅馬哈電子楽器有限公司
杭州雅馬哈楽器有限公司
ヤマハ鹿児島セミコンダクタ株式会社
ヤマハリビングテック株式会社
ヤマハファインテック株式会社

主要な非連結子会社名及び連結の範囲から除いた理由

株式会社ヤマハアイワークス
非連結子会社はその資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金を考慮した場合、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 2社

当連結会計年度より、持分法適用関連会社1社を持分法の適用に含めております。

持分法を適用しない非連結子会社名及び関連会社のうち主要な会社等の名称

株式会社ヤマハアイワークス

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、以下の9社を除いてすべて、当社と同一であります。

Yamaha de Mexico,S.A.de C.V.
Yamaha Musical do Brasil LTDA.
天津雅馬哈電子楽器有限公司
雅馬哈貿易（上海）有限公司
蕭山雅馬哈楽器有限公司
雅馬哈楽器音響（中国）投資有限公司
雅馬哈電子（蘇州）有限公司
杭州雅馬哈楽器有限公司
雅馬哈楽器技術培訓（上海）有限公司

上記9社の決算日は12月31日であり、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続きにより決算を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券
満期保有目的の債券 ... 償却原価法（定額法）
その他有価証券
時価のあるもの ... 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
時価のないもの ... 総平均法による原価法

デリバティブ

時価法

棚卸資産

当社及び国内連結子会社は主として原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっており、在外連結子会社は主として移動平均法による低価法によっております。

（会計処理の変更）

当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号）が適用されたことに伴い、評価基準については、低価法から原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しております。

なお、当該変更が当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。但し、一部の連結子会社は定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	31～50年（附属設備は主に15年）
構築物	10～30年
機械装置	4～9年
工具、器具及び備品	5～6年（金型は主に2年）

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

（追加情報）

当連結会計年度より、当社及び国内連結子会社は、平成20年度の法人税法の改正を機に、有形固定資産の耐用年数を見直した結果、有形固定資産のうち、機械装置の主な耐用年数を従来の4～11年から、4～9年に変更しております。なお、当該変更が当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

営業債権等を適正に評価するため、一般債権については貸倒実績率による算定額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

製品保証引当金

製品販売後に発生する補修費用に備えるため、売上高もしくは販売台数に対して経験率により、または個別見積により計上しております。

構造改革費用引当金

事業の再編等に伴い発生する費用に備えるため、発生見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

(4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

外貨建金銭債権債務のうち、為替予約を付すものについては振当処理を行っております。また、外貨建の予定取引の為替リスクのヘッジについては、繰延ヘッジ処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	...	先物為替予約、外貨ブット円コールオプション買建
ヘッジ対象	...	外貨建金銭債権債務及び外貨建の予定取引

ヘッジ方針

各社の社内管理規程に従い、通常の輸出入取引に伴う為替相場の変動によるリスクを軽減するために、先物為替予約

取引及び通貨オプション取引について、実需の範囲内で行うこととしております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フローの固定化・変動の回避との相関関係が継続的に存在することが明らかであることから、ヘッジ会計適用のためのヘッジの有効性の評価は不要のため、行っておりません。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

ファイナンス・リース取引に係る計上基準（貸手）

貸主側の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース投資資産として計上しており、ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法によっております。

6. のれんの償却に関する事項

5年間の均等償却によっております。

会計方針の変更

1. リース取引に関する会計基準等

当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成5年6月17日最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）が適用されたことに伴い、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

2. 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用

当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号）が適用されたことに伴い、連結決算上必要な修正を行っております。当該変更が当連結会計年度の損益及び利益剰余金に与える影響は軽微であります。前連結会計年度まで「土地」に含めて表示しておりました一部の在外子会社の土地の使用権は「無形固定資産」の「その他」に含めて表示しております。当連結会計年度末における「無形固定資産」の「その他」に含まれる当該金額は1,503百万円であります。

表示方法の変更

1. 連結貸借対照表及び連結損益計算書

当連結会計年度より有価証券報告書等の提出において、E D I N E Tタクソノミを使用した提出が義務付けられたことを機に、当連結会計年度より連結計算書類の科目名称をE D I N E Tタクソノミに準じた表示に変更しております。

2. 連結貸借対照表

財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（平成20年8月7日内閣府令第50号）を適用したことに伴い、前連結会計年度において、「棚卸資産」として掲記されたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「棚卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ50,699百万円、16,150百万円、9,453百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 216,107百万円

2. 担保提供資産

有価証券のうち	695百万円
有形固定資産のうち	204百万円
投資有価証券のうち	370百万円
計	1,270百万円

上記物件について、短期借入金59百万円及び特定取引前受金1,385百万円の担保に供しております。

3. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入債務に対して保証を行っております。

浜松ケーブルテレビ株式会社	592百万円
（実質的に保証している金額は46百万円であります。）	

4. 輸出受取手形割引高 354百万円

5. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当社と連結子会社1社が事業用土地の再評価を行っております。

- (1) 再評価実施日 連結子会社1社
平成12年3月31日
当社
平成14年3月31日

(2) 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める「地方税法第341条第十号の土地課税台帳又は同条第十一号の土地補充課税台帳に登録されている価格」により算定しております。

- (3) 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 12,129百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式(株)	206,524,626	-	9,269,601	197,255,025

(変動事由の概要)

減少数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の消却による減少 9,269,601株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通 株式	5,157	25.00	平成20年3月31日	平成20年6月26日
平成20年10月31日 取締役会	普通 株式	5,424	27.50	平成20年9月30日	平成20年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	2,958	15.00	平成21年3月31日	平成21年6月26日

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,262円42銭
1株当たり当期純損失	103円73銭

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	85,335	流動負債	41,857
現金及び預金	11,661	買掛金	14,021
受取手形	1,959	短期借入金	6,214
売掛金	22,429	リース債務	16
商品及び製品	18,584	未払金	3,972
仕掛品	6,490	未払費用	14,009
原材料	2,574	未払法人税等	665
繰延税金資産	8,006	前受金	159
短期貸付金	3,648	預り金	485
未収還付法人税等	6,856	製品保証引当金	1,541
その他	3,626	子会社支援引当金	103
貸倒引当金	501	その他	669
固定資産	213,754	固定負債	56,351
有形固定資産	82,730	リース債務	37
建物及び構築物	20,496	再評価に係る繰延税金負債	15,166
機械及び装置	5,112	退職給付引当金	23,279
車輛運搬具	29	長期預り金	16,776
工具、器具及び備品	2,706	その他	1,092
土地	48,942		
リース資産	51		
建設仮勘定	5,391		
無形固定資産	72		
借地権	72		
投資その他の資産	130,951		
投資有価証券	53,601		
関係会社株式	49,105		
関係会社出資金	20,087		
長期貸付金	405		
敷金及び保証金	2,363		
繰延税金資産	5,873		
その他	569		
貸倒引当金	806		
投資損失引当金	250		
		負債合計	98,209
		純 資 産 の 部	
		株主資本	165,243
		資本金	28,534
		資本剰余金	40,054
		資本準備金	40,054
		利益剰余金	96,683
		利益準備金	4,159
		その他利益剰余金	92,524
		特別償却準備金	5
		圧縮記帳積立金	2,434
		別途積立金	101,710
		繰越利益剰余金	11,625
		自己株式	29
		評価・換算差額等	35,637
		その他有価証券評価差額金	19,655
		繰延ヘッジ損益	404
		土地再評価差額金	16,387
		純資産合計	200,880
資産合計	299,090	負債純資産合計	299,090

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高	274,638
売上原価	212,619
売上総利益	62,018
販売費及び一般管理費	60,778
営業利益	1,240
営業外収益	
受取利息	281
受取配当金	3,094
その他	344
営業外収益合計	3,720
営業外費用	
支払利息	35
その他	558
営業外費用合計	593
経常利益	4,367
特別利益	
固定資産売却益	55
製品保証引当金戻入額	237
貸倒引当金戻入額	215
投資有価証券売却益	5
子会社清算益	231
特別利益合計	745
特別損失	
固定資産除却損	427
関係会社株式評価損	12,623
関係会社出資金評価損	3,301
減損損失	4,414
投資有価証券評価損	169
投資損失引当金繰入額	136
構造改革費用	31
特別損失合計	21,104
税引前当期純損失	15,992
法人税、住民税及び事業税	100
法人税等調整額	2,773
当期純損失	18,865

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計			
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金							
					特別償却準備金	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
平成20年3月31日残高	28,534	40,054	40,054	4,159	7	2,582	79,710	61,908	148,367	326	216,630	
事業年度中の変動額												
剰余金の配当								10,581	10,581		10,581	
当期純損失								18,865	18,865		18,865	
土地再評価差額金の取崩								3,907	3,907		3,907	
別途積立金の積立							22,000	22,000				
圧縮記帳積立金の積立						18		18				
圧縮記帳積立金の取崩						166		166				
特別償却準備金の取崩					1			1				
自己株式の取得										18,032	18,032	
自己株式の消却								18,328	18,328	18,328		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計					1	147	22,000	73,534	51,683	296	51,387	
平成21年3月31日残高	28,534	40,054	40,054	4,159	5	2,434	101,710	11,625	96,683	29	165,243	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成20年3月31日残高	48,583	201	12,479	61,264	277,894
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					10,581
当期純損失					18,865
土地再評価差額金の取崩					3,907
別途積立金の積立					
圧縮記帳積立金の積立					
圧縮記帳積立金の取崩					
特別償却準備金の取崩					
自己株式の取得					18,032
自己株式の消却					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	28,927	606	3,907	25,626	25,626
事業年度中の変動額合計	28,927	606	3,907	25,626	77,013
平成21年3月31日残高	19,655	404	16,387	35,637	200,880

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券
 子会社及び関連会社株式 … 総平均法による原価法
 その他有価証券
 時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
 時価のないもの … 総平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

後入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げ方法）

（会計処理の変更）

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）が適用されたことに伴い、評価基準については、低価法から原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）に変更しております。

なお、当該変更が当事業年度の損益に与える影響はありません。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	31～50年（附属設備は主に15年）
構築物	10～30年
機械及び装置	4～9年
工具、器具及び備品	5～6年（金型は主に2年）

（追加情報）

当社は、平成20年度の法人税法の改正を機に、有形固定資産の耐用年数を見直した結果、有形固定資産のうち、機械及び装置の主な耐用年数を従来の4～11年から、4～9年に変更しております。

なお、当該変更が当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

営業債権等を適正に評価するため、一般債権については貸倒実績率による算定額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社等への投資に対する損失に備えるため、その財政状態等を勘案し、必要額を計上しております。

(3) 製品保証引当金

製品販売後に発生する補修費用に備えるため、売上高もしくは販売台数に対して経験率により、または個別見積により計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌日から費用処理しております。

(5) 子会社支援引当金

子会社が抱える欠損金を解消するための当社負担見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

外貨建金銭債権債務のうち、為替予約を付すものについては振当処理を行っております。また、外貨建の予定取引の為替リスクのヘッジについては繰延ヘッジ処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	…	先物為替予約、外貨プット円コールオプション買建
ヘッジ対象	…	外貨建金銭債権債務及び外貨建の予定取引

(3) ヘッジ方針

社内管理規程に従い、通常の輸出入取引に伴う為替相場の変動によるリスクを軽減するために、先物為替予約取引及び、通貨オプション取引について、実需の範囲内で行うこととしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フローの固定化・変動の回避との相関関係が継続的に存在することが明らかであることから、ヘッジ会計適用のためのヘッジの有効性の評価は不要のため、行っておりません。

6. その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理
 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

リース取引に関する会計基準等

当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成5年6月17日最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）が適用されたことに伴い、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

当該変更が当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更

1. 貸借対照表及び損益計算書

当事業年度より有価証券報告書等の提出において、E D I N E Tタクソミを使用した提出が義務付けられたことを機に、当事業年度より計算書類の科目名称をE D I N E Tタクソミに準じた表示に変更しております。

2. 貸借対照表

従来、貸借対照表の流動資産「その他」に含めて表示しておりました「未収還付法人税等」は金額的重要性が増したため区分掲記しております。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	12,861百万円
長期金銭債権	82百万円
短期金銭債務	13,161百万円
長期金銭債務	57百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

100,692百万円

3. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

(1) 再評価実施日 平成14年3月31日

(2) 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める「地方税法第341条第十号の土地課税台帳又は同条第十一号の土地補充課税台帳に登録されている価格」により算定しております。

(3) 再評価を行った事業用土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

10,174百万円

4. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入債務等に対して保証を行っております。

浜松ケーブルテレビ株式会社	592百万円
(実質的に保証している金額は46百万円であります。)	
その他	19百万円

計 612百万円

5. 輸出受取手形割引高

1,927百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	174,742百万円
仕入高	85,027百万円
営業取引以外の取引高	4,088百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	前 期 末	増 加	減 少	当 期 末
普通株式(株)	234,581	9,052,481	9,269,601	17,461

(変動事由の概要)

増減数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	18,681株
自己株式の取得による増加	9,033,800株
自己株式の消却による減少	9,269,601株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因

(繰延税金資産)

棚卸資産評価減	1,476百万円
貸倒引当金	421百万円
減価償却超過額	8,339百万円
固定資産減損額	9,631百万円
投資有価証券等評価減	13,429百万円
未払賞与	2,090百万円
製品保証引当金	609百万円
退職給付引当金	9,204百万円
繰越欠損金	2,713百万円
その他	5,151百万円
繰延税金資産小計	53,069百万円
評価性引当額	24,248百万円
繰延税金資産合計	28,820百万円

(繰延税金負債)

特別償却準備金	3百万円
圧縮記帳積立金	1,543百万円
その他有価証券評価差額金	12,854百万円
未収還付事業税	538百万円
繰延税金負債合計	14,939百万円
繰延税金資産の純額	13,880百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. 当事業年度の末日における
リース物件の取得価額相当額 385百万円
2. 当事業年度の末日における
リース物件の減価償却累計額相当額 199百万円
3. 当事業年度の末日における
リース物件の未経過リース料相当額 186百万円
取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,018円47銭
1 株当たり当期純損失	94円92銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書(謄本)

独立監査人の監査報告書

平成21年 4月27日

ヤマハ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 藤田和弘 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 滝口隆弘 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤマハ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマハ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書(謄本)

独立監査人の監査報告書

平成21年 4月27日

ヤマハ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 藤田和弘 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 滝口隆弘 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤマハ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第185期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書(謄本)

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第185期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務分担等を定めた監査計画に基づき、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規則、監査役監査基準及び内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、当期の監査計画に従い、取締役、執行役員をはじめ、内部監査部門及びその他の従業員等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めました。また、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、決裁書等の重要書類を閲覧し、当期重点監査項目として監査役会が定めた事項をはじめ、業務及び財産の状況等について調査いたしました。
- (3) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、及び株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関して、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠して、取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況とその有効性について監視し検証いたしました。
- (4) 事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会、経営会議等における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (5) 子会社については、子会社監査役及び会計監査人等との意思疎通を図るとともに、国内外の主要な子会社へ赴き、各社の取締役及び部門長等から事業の報告を受け、また、業務及び財産の状況等について調査いたしました。
- (6) 会計監査については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書と併せ、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針について、指摘すべき事項は認められません。また、当該基本方針の実現のための各取組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年 4月30日

ヤマハ株式会社 監査役会

常勤監査役 牧野 時久 印

常勤監査役 矢部 久 印

社外監査役 三浦 州夫 印

社外監査役 寺井 康晴 印

新製品&トピックス

25周年を迎える「クラビノーバ」シリーズの新商品を発売



奥行43cmのスリムなモデル『CLP-S308PE』

ピアノの魅力を多くのひとに気軽に楽しんでもらいたい。その思いから、昭和58年「クラビノーバ」シリーズを発売。その後、デジタル技術の進化による音質の向上、リアルな鍵盤タッチの追求を重ねてきました。そして今回、フルコンサートグランドピアノの音色を再現する「ピュア CF ボイス」を搭載した「CLP」シリーズを発売しました。

高品質のデザインで空間を演出するMODUS 自動演奏鍵盤の自動演奏機能を搭載した新商品を発売



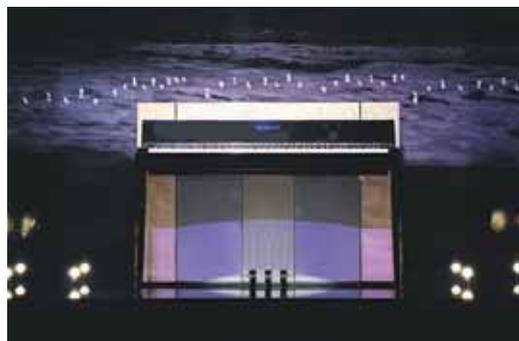
『H11VR(ベルベートルージュ)』

電子ピアノ『F11/01』のグラフィックモデルを発売



F11グラフィックモデル『F11CB01(Foliage)』

個性的なデザインが特徴のMODUSシリーズ『F11/01』。パネル部分にお好みの絵柄がデザインできる「カスタムモデル」、デザイナーの作品などによりインテリア性を追求した「グラフィックモデル」の受注を開始。音楽とデザインにより空間を演出する商品のご提案です。



新商品発表会ではパネルデザインイメージにあわせ
インテリアをコーディネート

弾いて、聴いて、楽しむピアノ、「Disklavier™」シリーズ



当社は、海外で自動演奏機能付アコースティックピアノを「ディスクラビア」のブランド名で発売し、ホームパーティなどでのBGMとしてもご好評をいただいています。今回、日本国内でも発売するにあたり、ご家庭内でも小音量で再生できるよう「しずかりスニング」機能を強化しました。また、付属CDやインターネット接続により充実した自動演奏のコンテンツがご利用いただけます。



『Disklavier E3 YUS1DKV』

より自由に、アクティブに。さらに進化した、サイレントバイオリン™『SV150WR(ワインレッド)』



コントロール機能を独立させ、バイオリン本体を軽量化、演奏性が向上しました。指板やネックにはアコースティックバイオリンと同じ材質を使用。コンサートホールの響きを再現する効果音など、24



種類のエフェクト機能を搭載することによりバイオリンの新たな可能性を追求しました。

新商品発表会で演奏するバイオリニスト奥村愛さん

新製品&トピックス

TENORI - ON(テノリオン)が
エンターテインメント部門大賞を受賞



テノリオンは、ヤマハとメディアアーティスト岩井俊雄氏が共同開発した、新しいコンセプトの電子楽器です。約20cmのマグネシウム合金のフレームにLEDを内蔵したボタン256個を配置。音楽の知識がなくても視覚的に光と音をあやつり、直感的に作曲/演奏ができます。「平成20年度文化庁メディア芸術祭」において革新性のある作品として評価され、上記の大賞を受賞しました。



デザインと機能を両立させた
シアターラックシステム「POLYPHONY」



エレガントで開放的なデザインのテレビラックに、デジタル・サウンド・プロジェクターとサブウーファーを内蔵し、ヤマハ独自の5.1chフロントサラウンドを実現しました。国内主要6社のテレビやレコーダーに対応したHDMIによるリンク機能を搭載し、テレビのリモコンで、テレビと一体化した操作ができる使いやすさを提供します。



専用金具(別売)を使えばテレビを壁に
ピッタリとつけてセッティングできます

iPod対応オーディオを新発売
多彩な商品を提案

iPodドックとUSBポートを装備、高音質とデザイン性を備えた、
マイクロコンポーネントシステム『MCR - 330』



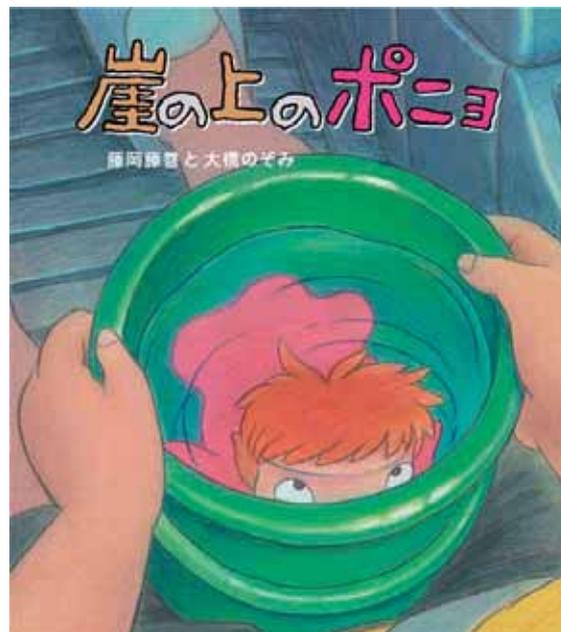
天然木のウツテーブル。
ファニチュア感覚のオーディオシステム『TSX - 130』



iPodがリモコンに早がり。
ワイヤレスで音楽が楽しめる『PDX - 50』



スタジオジブリ作品の主題歌
「崖の上のポニョ」が大ヒット



©2008二馬力・GNDHDDT

宮崎駿監督作品スタジオジブリ映画「崖の上のポニョ」の主題歌のマキシシングルは平成19年12月に(株)ヤマハミュージックコミュニケーションズから発売されました。平成20年7月19日に同作品が公開されると、たちまち大ヒット、CD販売50万枚・音楽配信332万件となりました。9歳の大橋のぞみちゃんと50代デュオ「藤岡藤巻」さんは、紅白歌合戦に出演するなど大活躍でした。



新製品&トピックス



多くのゴルフファンを魅了
「ヤマハレディースオープン葛城」



最終日1番ホールのティーグラウンド

平成21年4月3日から3日間、ヤマハ発動機(株)と共催で「ヤマハレディースオープン葛城」を開催。今大会も満開の桜の下、出場選手108人による熱く、華やかなプレーが繰り広げられ、黄アルム選手が日本女子ツアー初優勝を飾りました。大会運営は多くのボランティアの皆さんに支えられ、また期間中はグリーン電力を活用するなど、省エネ・省資源にも取り組みました。



ベストスコアで優勝した
韓国出身21歳の黄アルム選手

インドネシアで「ヤマハの森」植林活動を実施



インドネシアでの植林活動の参加者

ヤマハ(株)とヤマハ発動機(株)は共同で、インドネシアの「ヤマハの森」植林活動を行っています。平成20年11月30日には、4回目となる植林を実施。両社は、インドネシアに生産・販売拠点を置いており、今後とも同国の社会貢献に努めていきます。また、国内では「しずおか未来の森サポーター」として、10月25日に浜松市の遠州灘海岸林の再生のための植林活動を行いました。



遠州灘海岸林での植林活動

株主メモ

ヤマハ ミュージック ロシアの オープニングセレモニーを開催



オープニングセレモニーで挨拶するヤマハ梅村社長

平成20年4月22日、ヤマハ ミュージック ロシア(YMR)の本格的な事業活動の開始にあたり、オープニングセレモニーを開催しました。会場となったモスクワのチャイコフスキー・コンサート・ホールには、ソコロフ大臣など日ロ両国の関係者が出席。第二部では、ヤマハと深い関わりのあった、ピアニスト、故リヒテル氏と、指揮者、故ロストロポーヴィチ氏を追悼するコンサートを行いました。



第二部のロシア・シンフォニー・オーケストラのコンサート

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会の基準日	3月31日
定時株主総会	6月
期末配当の基準日	3月31日
中間配当の基準日	9月30日
単元株式数	100株

公告の方法

電子公告によります。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載いたします。

<http://www.yamaha.co.jp/>

株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関

東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
同事務取扱場所
〒460-8685 名古屋市中区栄三丁目15番33号
中央三井信託銀行株式会社 名古屋支店 証券代行部

株式事務のお問い合わせ先

株式事務の内容により、証券会社または中央三井信託銀行(株)にお問い合わせください。

株式事務の内容	諸手續 住所変更 配当金受取方法の変更 単元未満株式の買取請求	未払い配当金の支払い
口座を開設されている場合	口座を開設された証券会社	中央三井信託銀行(株)
株式が特別口座にある場合	中央三井信託銀行(株)	中央三井信託銀行(株)

中央三井信託銀行(株)のお問い合わせ先

未払い配当金の支払い及び特別口座に関する諸手續

☎ 0120-78-2031(平日9:00-17:00)

特別口座に関する用紙のご請求

☎ 0120-87-2031(24時間受付)

特別口座について

株券電子化の施行日(平成21年1月5日)前に証券保管振替機構(ほふり)を利用されていなかった株主様の株式は、中央三井信託銀行(株)に開設された特別口座に記録されております。



ヤマハ株式会社

〒430-8650 静岡県浜松市中区中沢町10番1号

Tel: 053 460 2800

Fax: 053 460 2802

URL: <http://www.yamaha.co.jp/>



この「報告書」は無塩素紙に大豆インキで印刷しました。